

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、政策地域部の分掌に属する事項、出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、政策地域部の分掌に属する事項、<u>復興局の分掌に属する事項</u>、出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。